第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）に関するパブリックコメントについて

市では、障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し合い、共に生きることのできる地域社会を目指して、「会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、取り組みを進めています。令和5年度が現計画の最終年度となることから、次期計画案について広く意見を募集します。

1　募集期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月22日（月）まで（最終日午後5時必着）

2　意見を提出できる方

（１）市の区域内に住所を有する方
（２）市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
（３）市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
（４）市の区域内にある学校に在学する方

3　意見の提出方法

別紙「第４次会津若松市障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画（案）に対する意見書」に記入のうえ、直接持参するか、郵送、FAX、電子メールにより、障がい者支援課に提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合は氏名、住所、電話番号（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を必ず記載してください。匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】　会津若松市健康福祉部障がい者支援課
〒９６５－８６０１
会津若松市東栄町３番４６号　栄町第二庁舎　障がい者支援課
FAX　０２４２－３９－１４３０
電子メール shougaishashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

4　留意事項

・内容の確認が必要な場合、市から連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
・提出していただいた書面等はお返しできません。
・個々の意見に対し、直接回答はしませんので、ご了承ください。
・お寄せいただいたご意見は公表する場合がありますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

5　閲覧箇所

・内容は障がい者支援課、こども家庭課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、市のホームページで見ることができます。
・各施設での閲覧時間は土日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時までです。

問い合わせ先：会津若松市健康福祉部障がい者支援課（電話 0242-23-4244）